

相談室だより 2004年4月号



いつの間にか、咲きほこっていた桜も散り、新緑が美しい季節になりました。暑くもなく、寒くもなく、ぽかぽかと気持ちのよい日ざしに当たって、ちょっとだけ、お昼寝でもしたいですね。

今回は、『福祉医療について』御説明させていただきます。

福祉医療とは、重度心身障害者医療費の補助のことです。各都道府県によって、内容が違います。今回御説明させていただくのは、群馬県の福祉医療についてです。

< 内容、目的 >

重度の障害のある方が病院等で診療を受けた場合、医療費及び入院時給食費にかかる自己負担を補助します。つまり、医療費、入院時の食事療養費が無料になります。これは、重度の障害のある方、または障害のある方を抱える御家族の医療費の負担を軽減する目的で、市町村が医療費を補助しています。

< 対象者 >

- (1) 国民障害年金1級
- (2) 特別児童扶養手当1級
- (3) 療育手帳A
- (4) 身体障害者手帳1級、2級(当院では、心臓ペースメーカー植え込み術や人工弁置換術を受けた方、血液透析を受けている方などが対象になります。)

上記に該当する障害を有する方が一般的には対象になりますが、対象となる障害の程度は、各市町村で決めているため、市町村によって、対象者が異なります。例えば、(3)について、IQで決めている市町村や、(4)の対象が1、2級の他に3級も含まれる市町村もあります。お住まいの市役所、町村役場に確認してください。

< 申請および相談窓口 >

市役所、町村役場の健康保険担当の課で、各手帳と印鑑を持参し、『福祉医療費受給資格者証』の交付を受けて下さい。この『福祉医療費受給資格者証』を、受診時に医療機関の窓口で医療保険証と一緒に提示しないと、たとえ障害に該当する方でも無料にはなりません。現在は市町村で、対象になった方に、自動的に受給者証を交付するように、各課で連携を取っていると聞いています。でも、自分は対象になると思うがそのような受給者証を(ピンク色のはがき大)もらっていないという方は、至急、市町村に問い合わせてください。

< その他 >

県内の病院、医院等(保険医)に『福祉医療費受給資格者証』を提示して受診した場合、医療費は無料になります(現物給付)。県外の医療機関を受診した場合は、一旦支払う必要がありますが、領収書を添えて市役所、町村役場で手続きをおこなえば、あとで医療費、食事療養費が返ってきます(償還払い)。

今回は、福祉医療(重度心身障害者医療費の補助)について取り上げてみました。何か御不明なことやお困りなことがありましたら、いつでも病院のソーシャルワーカーにお声をかけて下さい。



北関東循環器病院 医療相談室